

令和2年度（2020年度）事業計画

日本世論調査協会は設立の目的に従い、日本における世論調査・社会調査技術の向上ならびに各種調査に対する社会の理解を深めるために、調査研究や研究講演会の開催、調査に関わる刊行物の発行、国内外の関係諸団体との連携・協力を進める。

1. 協会の充実を図る

協会の組織と活動の充実を図るために、世論調査・社会調査の分野に携わる人材を広く募り、協会への加入を勧め、協会活動の充実と円滑な運営を推進する。

2. 調査の権威と信頼を向上する広報を行う

世論調査・社会調査の正確性と公正性を確保するとともに、各種調査の信頼性と権威を高めるために、協会が定める「倫理綱領」などの国内外への周知徹底を図る。そのために、ホームページ等を整備して恒常的に広報活動を進める。

3. 調査および調査方法についての研究を行う

調査計画と設計、調査標本抽出、調査の実施とデータ収集、データ分析等に関して、適正かつ効果的な方法について研究を行うとともに、収集された調査データの保存・再利用について広く研究を行いその成果を社会に普及する。

4. 海外の世論調査組織・機関との連携を図る

世界世論調査学会等、世界各国の調査研究機関ならびに研究者と密接な連携を確保し、わが国の調査・研究等を海外に紹介するとともに、海外の調査・研究等について広く情報を収集し、会員ならびに日本社会に普及する。

5. 研究会・講演会等の開催を行う

世論調査・社会調査に関わる知識と技術の普及と向上をめざして、研究大会を開催するとともに広く公開する。さらに、世論調査・社会調査に携わる人材を募り、調査の知識と技術の向上のために、研究会・講演会などを開催する。

6. 会報を発行する

日本世論調査協会報『よろん』を年間に2回発行し、協会の活動、研究・講演会等の成果を明らかにするとともに、国内外の調査に関わる情報・資料を収載して会員に提供する。さらに、内外の人々の利用に供するために、『よろん』の電子化を維持・発展させる。

7. 世論調査・社会調査に影響する諸課題へ対応する

個人情報保護法、住民基本台帳法、選挙人名簿の閲覧制度、ビッグデータの利用の広がりなどをふまえ、各種データの保護・公開・利用など、世論調査・社会調査に関わる法・制度・規制について検討し、正確で公正な世論調査・社会調査の実施の環境整備に努める。

8. 公益財団法人を運営するための環境の整備を図る

公益財団法人「日本世論調査協会」としての適切な運営のために、規則・手続きなどについて環境整備を行い、安定した財政運営を維持して健全な運営を継続する。